

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法		法令番号	昭和24年法律第195号			
手続名	県営土地改良事業の受益者からの分担金徴収		根拠条項	第91条第1項			
処分基準	<p>受益者からの分担金徴収</p> <p>佐賀県営土地改良事業分担金等条例で分担金徴収の基準が規定されており、それに基づき徴収する。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	農地整備課	交付機関	農地整備課	目次